

四日市市告示第 142 号

都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定に基づき、次のとおり公告する。

なお、「別紙図面」は省略し、四日市市 都市整備部 公園緑政課において縦覧する。

令和 7年 3月 28日

四日市市長 森 智広

公園名	位置及び区域	面積(m <sup>2</sup> )	供用開始日
羽津14号公園	四日市市大字羽津字広甲2650番14	101m <sup>2</sup>	令和7年3月31日
上名ヶ丘1号公園	四日市市尾平町字岩名3742番12	128m <sup>2</sup>	令和7年3月31日
大矢知町4号公園	四日市市大矢知町字御幸林341番3	258m <sup>2</sup>	令和7年3月31日

( 都市整備部 公園緑政課 )